

【案】

令和 年 月 日

福津市長 原崎 智仁 様

福津市国民健康保険運営協議会  
会 長 小澤 和幸

福津市国民健康保険事業の運営について（答申）

福津市国民健康保険の運営について、令和4年8月29日付4福保第370号で諮問があり、福津市国民健康保険事業の運営について当協議会に意見を求められましたので、下記のとおり答申いたします。

記

持続可能な医療保険制度を構築するため、平成30年度から県と市町村が国民健康保険を共同運営（県単位化）して5年目となりました。制度改革に伴い導入された納付金は、国費や県繰入金を活用した激変緩和措置が令和5年度までと決定されており、本市においても一定程度の負担が緩和されたため、その間赤字補てんの繰り入れは無く、国民健康保険事業の運営が行われています。今後の県の国保運営方針では、令和5年度までが制度定着期、令和6年度から保険料水準の県内均一化移行期となっています。

さて、令和5年度以降の状況を推計すると、被用者保険の適用拡大や団塊の世代が後期高齢者に移行することにより、全体の被保険者数は減少していきませんが、前期高齢者の占める割合が高くなっていくため、保険給付費の総額は減少しないことが見込まれます。

また、後期高齢者医療制度の被保険者数が増大していくため、制度を支えるための現役世代からの支援金である「後期高齢者支援金」の増大が見込まれます。当協議会においては、このことについても重要な課題として認識いたしました。

一方、新型コロナウイルス感染症による影響で経済の回復が見通せないという特異な状況が継続しており、被保険者に更なる負担を強いることは回避すべきと思われます。本市は、県単位化に伴い平成30年度、令和2年度に保険税の改定を行いつつ、黒字分は国保特別準備基金（以下「基金」という）として、このような状況に対応できるよう積み立てを行ってきています。

このようなことから、当協議会としては、令和5年度の保険税率については、据え置きとし、財源不足が生ずる場合は、基金を活用して対応することが望ましいと判断しました。

ただし、安易に基金に頼ることなく、医療費適正化を図るため、特定健診等受診率の向上や重症化予防など、データヘルス計画に基づき効果的、効率的な保健事業及び健康づくり事業への取組がこれまで以上に必要と考えます。また被保険者一人一人が公平に保険給付を享受できるための国民健康保険事業の財源である保険税について、更なる徴収率の向上への取組を求めます。

加えてこうした取組を広く市民に周知し、健康寿命を延ばすため、一人一人が健康に対する意識を高めていけるよう市を挙げて取り組むよう併せて提言します。